



発行 新潟県  
**号外 1**  
 平成27年 3月21日  
毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 365 道路の区域変更 (道路管理課)
- 366 道路の供用開始 (道路管理課)
- 367 道路の区域変更 (道路管理課)
- 368 道路の供用開始 (道路管理課)

告 示

◎新潟県告示第365号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年 3月21日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上越安塚柏崎線
- 3 道路の区域

| 区 間                                     | 新旧の別 | 敷 地 の 幅 員         | 延 長         |
|---|------|-------------------|-------------|
| 上越市大字飯字西田1018番 1 から<br>同市大字土橋字田直し963番まで | 新    | 15.4~50.8メートル     | 1,601.4メートル |
| 上越市大字飯字西田1018番 1 から<br>同市大字土橋字田直し963番まで | 旧    | (A) 6.2~37.0メートル  | 2,716.9メートル |
| 上越市大字飯字西田1018番 1 から<br>同市北本町三丁目96番 2 まで |      | (B) 15.4~48.0メートル | 934.4メートル   |

備考 上記 (A) 及び (B) は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第366号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年 3月21日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 上越安塚柏崎線
- 2 供用開始の区間

上越市大字飯字西田1018番1から同市大字土橋字田直し963番まで

3 供用開始の期日 平成27年3月21日

### ◎新潟県告示第367号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月21日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 青柳高田線
- 3 道路の区域

| 区 間                                       | 新旧の別 | 敷地の幅員        | 延 長       |
|---|------|--------------|-----------|
| 上越市本町七丁目字下紺屋町67番3から<br>同市幸町150番4まで        | 新    | 8.3～20.6メートル | 622.1メートル |
| 上越市本町七丁目字下紺屋町67番3から<br>同市本町七丁目字下紺屋町66番1まで | 旧    | 8.3～8.4メートル  | 9.3メートル   |

備考1 路線の終点を変更する区域変更

2 路線の重複

一部区間上越市道本町七丁目国道線と重複

### ◎新潟県告示第368号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月21日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 青柳高田線
- 2 供用開始の区間  
上越市本町七丁目字下紺屋町67番3から同市幸町150番4まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月21日